

第3号(平成27年度秋)掲載記事

第3回 「家族の年金をチェックしてみよう。」

消費生活アドバイザー
木暮晃治

自分の年金に納得出来るよう、年金受給する前から準備をしておくことが大切です。

私が年金のプロである社労士資格を取得したのは、50歳の時でした。他人を指導する前に、自分の家族の年金についてどうなっているかをチェックしてみました。

自衛隊では全て担当者が手続きしてくれるから、年をとったなら「正しい年金がもらえる」と考えていました。

意外と皆さん中にも同じ考えの人達が多いのではと危惧しています。OB になってから気になり相談に来る人もいます。年金を受給開始して暫くして気がつく人もいます。

気がつくのが遅く「5年以前の時効消滅」で損をした人もいます。

私は、当時、次の様に意識改革をしました。

- ① 自衛隊には家族全員について年金手続きをする担当者はいない。
- ② 公的機関に適時に情報を通知しなければ妥当な年金額を受給できない。

- ③ そのため公的機関からの年金通知・連絡に間違が生じている場合がある。

その後、正しい年金にするため自ら手続きをしました。その結果、次の様になりました。

手続きを失念した場合の年間当たりの減少額

妻の結婚前の年金を統合しなかったなら (旧姓で眠っている年金)	15万円
妻60歳からの任意加入をしなかったなら (付加年金にも加入)	10万円
妻65歳時の振替加算の手続きをしなかったなら	11万円

従って、年間合計36万円少ない年金を受給し続けるところでした。65歳女性の平均余命は24年です。年36万円を24年間に換算すると864万円で、その分少ない年金収入となります。

多くの現役、OBの人達が上表の手続きを終了しています。皆さん大丈夫ですか？

第4号(平成27年度冬)掲載記事

第4回 「家族の年金をチェックしてみよう。」

消費生活アドバイザー
木暮晃治

いまだ約2,000万件の持ち主が確認出来ない年金記録が残っています。持ち主が確認されていても1つに統合されていない年金番号が約20万件あります。従って、多くの方の年金期間が実際の加入期間より少ない期間になっています。その少ない分、年金額が少なくなります。

約9人に1人、年金記録が見つかっています。

1、記録が見つかった例を紹介します。年金額の変化

若い頃に勤めていた記録が見つかった。	年額98万円→ 234万円
結構前の旧姓の記録が見つかった。	年額43万円→ 154万円
名前の読み方が誤って登録されていた。	年額0円→ 137万円

2、チェックの重点期間

◆入隊する前の会社勤務期間、20歳以降学生であった期間。

- ◆妻の結婚する前の期間。
- ◆夫が単身赴任中、妻が仕事に就いていた期間。
- ◆昭和61.4以前の妻の任意加入期間。

3、誤りが起こる主な原因

- ◇いろいろな名前の読み方がある。
- ◇事情があって本来の生年月日とは異なる生年月日を申告した。
- ◇単身で転勤を繰り返し、妻に関する届出を失念した。
- ◇保険の外交員、期間工などとして勤めていた。
- ◇結婚して姓が変わった。
- ◇事情があって本名とは異なる名前で勤めた。
- ◇女性自衛官で年金手帳を所持しているが年金番号統合の手続きをしていない。

次回は年金加入期間の計算、確認方法です。